

EPAを利用する輸入者の皆様、 ご不明点やご相談は税関へ お気軽にお問合せください!

2022年1月RCEP協定が発効して実に20もの協定が利用可能となりました。各協定ともそれぞれ内容が異なっており、実際の利用にあたってはご不明な点もあるかと思えます。税関では、輸入者の皆様からのご相談にお答えしています。

また、勉強会への講師の派遣も行います。

詳しい相談方法等については、裏面に掲載しております。



EPAに関するご相談は
門司税関 業務部 原産地調査官まで
TEL：050-3530-8369
Mail：moji-gyomu@customs.go.jp



門司税関
Moji Customs

＜原産地調査官への相談方法＞

相談対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・EPA を利用した輸入をお考えの方 ・EPA を利用して輸入をされる方 等々
相談内容	<p>≪EPA に関することについて具体的にご相談ください。≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己申告でRCEP協定を適用したい。原産品申告書はどのように記載すればいいか。 ・日EU協定のHS第〇項の品目別規則の読み方を教えて欲しい。 ・団体の勉強会に講師派遣をお願いしたい。
相談方法	<p>電子メールを利用して、次の1～3の事項を記載してお送りください。</p> <p><u>1.連絡先（名前、会社名、電話番号等）</u></p> <p><u>2.相談したい内容</u></p> <p><u>3.講師派遣の場合は開催日時及び場所等（準備等が必要ですので、実施予定2か月以上前に連絡をお願い致します。）</u></p> <p>送付先メールアドレス（誤送信に注意してください） moji-gyomu@customs.go.jp</p> <p>※日本貿易振興機構（JETRO）と合同での輸出入講習会等にも対応いたします。以下のHPもご参照ください。 日本貿易振興機構（JETRO）（イベント情報、相談窓口等）</p>
相談先	<p>門司税関 業務部 原産地調査官</p> <p>北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内</p> <p>電話：050-3530-8369（平日の8:30～17:15）</p> <p>簡易な内容であれば電話で相談頂いても構いません。</p>

- ・本相談による結果は、輸入申告時の適用を保証するものではありません。
- ・輸入貨物の原産性に関する事で確実な回答が必要な場合は「文書による事前教示」をお薦めさせていただきます。
- ・講師派遣の場合は、山口県、福岡県（久留米市より南側の地域を除く）、佐賀県（唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡に限る）長崎県（対馬市、壱岐市）、大分県、宮崎県内に限られます。

詳しくはこちら！

EPA 利用の ステップ	1	EPA税率が 設定されているか確認	日本は様々な国とEPA(経済連携協定等)を締結しています。輸入予定の貨物が利用するEPAの対象かを確認します。	 EPA(経済連携協定)の 利用に向けて ～原産地規則～ (YouTube! 税関チャンネル!)
	2	原産地規則を 満たすことを確認	EPA に定められている原産地規則を確認し、貨物とそのEPAの原産地規則を満たすこと(=原産品であることを)確認します。	
	3	原産地手続を 税関に対して行うこと	EPAの原産品であることを証明した書類を、税関に提出します。また、税関による事後確認が行われる場合があります。	お問合せ先は こちら 